



交通ルールについて考えよう

彦田 貴弘

国労東日本本部 執行副委員長



11月1日に道路交通法が改正されたそうです。

はて？何が改正されたのか、調べてみました。

私たちの生活の中で便利な自転車ですが、自転車を運転中の携帯電話使用等に起因する交通事故が増加傾向であることや自転車を酒気帯び状態で運転した際の交通事故などが増えているようで、交通事故を抑止するため新しく罰則規定が整備されるようになったそうです。

最近では街中で見かける機会がある人もいると思いますが運転中のながらスマホも対象になりました。スマートフォンなどを手で保持して、自転車で乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。ただし、停止中の操作は対象外とされています。

違反者に対する罰則もとても厳しくなっていました。例えば違反者は6か月以下の懲役または10万円以下の罰金となり、交通の危険を生じさせた場合は1年以下の懲役または30万円以下の罰金となっているそうです。

次に酒気帯び運転及び幫助です。自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

確かに私自身が自動車免許を取得する際に、自転車は軽車両となると習ったことを改めて思い出しました。違反者については3年以下の懲役または50万円以下の罰金、自転車の提供者3年以下の懲役または50万円以下の罰金、酒類の提供者・同乗者については2年以下の懲役または30万円以下の罰金となっているようです。

コラムをご覧の皆様にはあまり関係はないと思いますが、警視庁のホームページでは自転車の運転中のながらスマホ、酒気帯び運転は自転車運転者講習制度の対象になるようです。

では自転車運転者講習制度とは調べてみますと、自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせる恐れのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となるそうです。

今回の道路交通法の改正ではありませんが最近では電動自動車が当たり前の世の中になっているなかで改めて交通ルールを考える良い機会となりました。

なぜそのルールが必要なのか、その目的は何かを理解しないと事故なども減少しないのかもしれない。違反だからダメだとの考えではなく、安心して過ごせますように。